

医療広告および表示に関する法令遵守について（お知らせ）

日本矯正歯科学会は国民に対して安全で信頼性の高い矯正歯科医療が提供されることを重要な使命と考えております。

近年、医療機関の広告、表示に関しては、医療法、景品表示法その他の関係法令や、厚生労働省が示す医療広告ガイドライン等に基づき、より一層の適正性と透明性が求められています。

しかしながら、これらの関係法令等を本来遵守しなければならないにもかかわらず、昨今違反事例が散見されており、本学会の学会員に対し消費者庁による措置命令が発令されるに至った事案も生じております。

本学会といたしましては学会員に対し、これらの関係法令および諸指針を十分に理解し、誠実かつ適切な情報提供を行うようあらためて注意喚起を行います。

特に患者や一般の方に誤解を与えるおそれのある表示や、事実と異なる、あるいは誇大な表現について厳に慎むことが求められます。これらの法令やガイドラインに反する行為が認められた場合には、本学会としても規則に基づき厳正なる対処を行うことがあります。

本学会は今後も関係法令の遵守および倫理性の確保を通じて、矯正歯科医療に対する社会からの信頼の維持、向上に努めてまいります。

令和8年3月31日

公益社団法人 日本矯正歯科学会